

証券コード 3988
2020年10月12日

株 主 各 位

名古屋市東区代官町35番16号
株式会社 **SYSホールディングス**
代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様には、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日の来場をお控えいただき、書面による議決権の行使を強くご推奨申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月27日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月28日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第6号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

-
- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類につきましては、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

＜新型コロナウイルス感染拡大防止措置に関するお知らせ＞

- ご来場株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願いいたします。マスクをご着用いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場受付付近にて、手指消毒・検温を予定しております。発熱が認められた方や体調のすぐれない方については、入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で行う予定ですので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- 本年は、感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円
総額 33,436,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年10月29日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すずき ひろのり 鈴木 裕紀 (1964年11月28日生)	1986年4月 株式会社シスコン (現株式会社C I Jネクスト) 入社 1991年1月 株式会社エスワイシステム設立 代表取締役社長 2004年1月 上海裕日軟件有限公司 法人代表董事長 2005年2月 中部アイティ協同組合 代表理事 2006年3月 西安裕日軟件有限公司設立 法人代表董事長 2011年2月 株式会社S Y I設立 代表取締役社長 2011年8月 SYS Vietnam Co., Ltd.設立 Representative Director 2012年4月 PT.SYS INDONESIA設立 Komisaris (現任) 2012年5月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年3月 株式会社エスワイシステム 代表取締役会長 2013年8月 当社設立 代表取締役会長 2013年12月 上海裕日軟件有限公司 董事 2014年1月 西安裕日軟件有限公司 董事 2014年9月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2015年4月 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長執行役員 (現任)	1,283,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	ごとう だいすけ 後藤 大祐 (1977年3月24日生)	2001年4月 2007年8月 2010年10月 2012年1月 2012年5月 2013年3月 2013年7月 2013年8月 2013年11月 2016年4月 2018年10月	株式会社エスワイシステム入社 同社 取締役中部事業部長 同社 取締役管理本部長兼経営企画室長 西安裕日軟件有限公司 監事 上海裕日軟件有限公司 監事 株式会社エスワイシステム 常務取締役 経営統括本部長 株式会社アグリッド（現株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー） 設立 監査役 当社設立 常務取締役 管理本部長 株式会社エスワイシステム 常務取締役 管理本部長 上海裕日軟件有限公司 董事 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 (現任) 株式会社エスワイシステム 取締役常務執 行役員 管理本部長 (現任)	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">やすだ てつや 安田 鉄也 (1967年2月15日生)</p>	<p>1987年4月</p> <p>1991年1月</p> <p>2007年4月</p> <p>2013年3月</p> <p>2013年8月</p> <p>2014年9月</p> <p>2015年4月</p> <p>2015年8月</p> <p>2017年8月</p> <p>2018年4月</p> <p>2018年10月</p> <p>2019年5月</p>	<p>株式会社シスコン (現株式会社C I Jネクスト) 入社</p> <p>株式会社エスワイシステム設立 専務取締役</p> <p>同社 専務取締役関東事業部長</p> <p>同社 代表取締役社長 株式会社S Y I 代表取締役社長</p> <p>当社設立 代表取締役社長</p> <p>当社 取締役 (現任) 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 代表取締役社長</p> <p>株式会社エスワイシステム 代表取締役専務</p> <p>同社 取締役営業本部長 株式会社S Y I 取締役 (現任) 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 取締役 (現任)</p> <p>株式会社エスワイシステム 取締役関西事業本部長</p> <p>同社 取締役 株式会社オルグ 取締役 (現任)</p> <p>株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 (現任) 株式会社エス・ケイ 取締役 (現任)</p> <p>サイバーネックス株式会社 取締役 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">360,000株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
4	ふじい としお 藤井 敏夫 (1949年6月26日生)	1974年4月	愛知県庁入庁	—
		2004年4月	同庁 産業労働部 次長	
		2008年4月	同庁 環境部 部長	
		2010年4月	公益財団法人あいち産業振興機構 理事長	
		2013年7月	中部国際空港連絡鉄道株式会社 代表取締役専務	
		2015年10月 2016年5月	当社 取締役(現任) 株式会社ダイセキ環境ソリューション 社外取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役藤井敏夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
藤井敏夫氏は、公益財団法人理事長等を歴任しており、その高い知見と幅広い経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 藤井敏夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社と藤井敏夫氏は、会社法第423条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、藤井敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほりえ かつよし 堀江 克由 (1968年12月11日生)	1989年4月 長谷虎紡績株式会社 入社 1991年6月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年4月 同社 中部事業部オープンシステム部 次長 2007年8月 株式会社エスワイネクスト 出向 同社 取締役 2015年4月 当社 管理本部経営企画グループ 2015年8月 当社 内部監査室 2017年2月 株式会社エスワイシステム 中部事業部営業部 2018年8月 当社 内部監査室 フェロー 2019年5月 サイバーネックス株式会社 監査役（現任） 2019年10月 当社 常勤監査役（現任） 株式会社エスワイシステム 監査役（現任） 株式会社S Y I 監査役（現任） 株式会社エス・ケイ 監査役（現任） 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役（現任） 株式会社総合システムリサーチ 監査役（現任） 株式会社テクノフュージョン 監査役（現任） 株式会社オルグ 監査役（現任）	12,000株
2	もりと やすゆき 森戸 尉之 (1982年9月26日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 入谷法律事務所 弁護士 2014年1月 森戸法律事務所 弁護士 2014年8月 当社 監査役（現任） 2015年1月 F S K 有限会社（現 F S K 株式会社） 社外取締役 2016年5月 W K U パートナーズ株式会社 社外取締役（現任） 2019年2月 弁護士法人森戸法律事務所 弁護士（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	ふかい たかのぶ 深井 貴伸 (1955年10月2日生)	1978年 4月	日本インフォメーション株式会社 入社	—
		2000年 6月	同社 取締役中部本部長	
		2001年 6月	同社 常務取締役	
		2003年 6月	同社 取締役社長	
		2010年 6月	同社 代表取締役社長	
		2012年 6月	カタリスト株式会社 入社	
		2014年 8月	当社 監査役 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役森戸尉之氏及び監査役深井貴伸氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由
- (1) 森戸尉之氏は、過去に社外取締役および社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 深井貴伸氏は、情報サービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 森戸尉之氏及び深井貴伸氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年2ヶ月となります。
5. 当社と堀江克由氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は、会社法第423条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、森戸尉之氏及び深井貴伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年7月31日現在)

名 称	仰星監査法人		
事 務 所	<主たる事務所> 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル <従たる事務所> 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号		
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人設立 1999年 10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年 10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年 7月 名澄監査法人と合併、北陸事務所を開設 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る		
概 要	<資本金> 170百万円 <構成人員>	社員 (公認会計士) 49名 (うち代表社員10名) 職員 (公認会計士) 175名 (試験合格者) 69名 (その他) 38名 合計 331名	
国際業務	Nexia International (ネクシア・インターナショナル) にメンバーファームとして加盟		

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年8月30日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年12,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、本定時株主総会の時点において、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は2名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認された場合、当社の執行役員並びに子会社の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する予定です。

第6号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、2020年9月23日開催の取締役会において、2020年10月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役（社外取締役を除く）2名に対し、2020年10月末日までの在任期間に応じ、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、支給の時期は各取締役の退任の時とし、その具体的金額及び方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名		略 歴	
すずき 鈴木	ひろのり 裕紀	2013年8月 2014年9月	当社 代表取締役会長 当社 代表取締役会長兼社長（現任）
ごとう 後藤	だいすけ 大祐	2013年8月 2018年10月	当社 常務取締役 当社 取締役常務執行役員（現任）

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初、雇用環境の改善を下支えにし、景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により個人消費、輸出、設備投資が低迷し、雇用環境も悪化しております。また、国内外の経済活動への影響の長期化に対する懸念等から、日本経済の先行きは不透明な状況になっております。

当社グループが属する情報サービス産業においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2020年6月分 確報」の情報サービス業の売上高合計は、前年同月0.3%減と2か月連続の減少、「受注ソフトウェア」は、同3.6%減と2ヶ月連続の減少となりました。

このような経済状況のなか当社グループは、新型コロナウイルスの流行以前は、積極的な採用を行うことで、収益基盤の拡大に努め、また、顧客からの信頼を獲得し、リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注や、新規連結子会社との営業連携や事業効率の向上に努めることで、収益構造の安定化を図りました。また、新型コロナウイルス流行後は、テレワークの実施やリモート会議の利用等により事業の継続に努めるとともに、採用の抑制により、顧客のソフトウェア投資の抑制に伴う受注の減少による待機工数の増加に備えました。

それらの結果、新型コロナウイルス流行以前の積極的な採用により、技術者の稼働人数が前年同期よりも増加したことに加えて、前連結会計年度のM&Aによる新規連結子会社の増加や事業譲受等による受注の増加が売上高増加の要因となりました。

また、一部の高収益プロジェクトや、採用数が前年同期を下回ったことにより技術者の教育・待機工数が減少したこと、売上高の増加に対して販売費及び一般管理費等の間接費用の増加が少なかったことが、利益増加の要因となりました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高5,890,748千円(前期比14.8%増)、営業利益344,435千円(前期比59.1%増)、経常利益341,255千円(前期比49.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益220,999千円(前期比43.3%増)となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりますがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、鉄鋼関連顧客からの受注が堅調に推移したことや前連結会計年度における事業譲受により、搬送機関連顧客からの受注が増加したこと等により、売上高は2,563,153千円（前期比11.7%増）となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、不動産関連顧客からの受注の増加や、前連結会計年度におけるM&Aによる新規連結子会社の増加や事業譲受により、金融関連顧客からの受注が増加したこと等により、売上高は3,095,976千円（前期比14.9%増）となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、受託開発の増加等により、売上高は231,618千円（前期比65.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、総額48,780千円であり、主な内容は、基幹システムへの機能追加等の設備投資計画に基づくソフトウェア開発費用41,771千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、安定的かつ機動的に運転資金を確保することを目的として、取引金融機関2行とコミットメントライン契約、取引金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は20億円、当座貸越契約の極度額は2.5億円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

また、運転資金を目的として、取引金融機関1行から長期借入金3億円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況等

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と企業価値向上のための具体的な課題として以下の諸施策に取り組んでまいります。

①新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの流行により、事業活動への影響が長期化することが懸念されております。当社グループでは、取引先様、従業員とその家族等の安全と健康を第一に考え、従業員の毎朝の検温などの感染予防対策を徹底しております。

また、時差出勤やテレワークの実施、リモート会議の活用等により、感染拡大防止と事業の継続を両立させ、変化を続ける社会や顧客の要請に柔軟に対応していくことで、この難局を乗り越えていく所存です。

②顧客満足の向上

当社グループが属する情報サービス産業は、大手から中小・零細まで多数のベンダー（注1）が存在し、競合あるいは下請けという形で協業しております。その多数の競合の中から当社グループが継続的に顧客から選択されるためには、顧客満足の向上が重要な課題のひとつと認識しております。

技術者は、各現場で顧客知識の深化とサービス、生産性の向上に努め、営業は、調達担当者の身近な相談相手としてスピード感ある提案を行い、役員は、顧客役員・ソフトウェア投資責任者とIT戦略・投資計画を共有し、顧客にとって最適なソリューション・サービスを提案する等、それぞれの階層で、会社として一貫した関係を構築することで、長期的で継続的な顧客満足の向上に努めてまいります。

③生産性・品質の向上と最新技術への対応について

当社グループが、顧客にとって満足度の高いサービスを提供し、安定的な利益を獲得するためには、生産性・品質の向上と、最新技術への対応は重要な課題のひとつと認識しております。

生産性と品質の向上は、各現場単位での経験の蓄積が基礎になるため、チームでの顧客知識、技術知識の共有・深化に努めることで生産性と品質の向上を行い、高い品質の成果物やサービスの提供により顧客の信頼を得て、顧客知識・経験が活かせるリピートオーダーの獲得に努めてまいります。

また、IT業界の技術革新は速く、顧客も競争力維持のための最新技術による投資に関心が高いことから、最新技術に対する情報収集や顧客ニーズの把握、対応できる技術者の育成等により、いち早く対応を進めることで、顧客サービスへつなげてまいります。

④優秀なIT人材の確保と育成

新型コロナウイルスの流行により企業のソフトウェア投資が抑制されることも予想されますが、当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀なIT人材の育成と確保は継続して、重要な課題のひとつと認識しております。

タレントを起用した広告により求職者への知名度向上を図るほか、当社グループの強みである、職業訓練事業等からのIT業界未経験な人材の採用、女性の積極的な採用、海外での現地採用を進めるとともに、学校への足を使った採用や、成功報酬型の採用も活用することで、優秀な人材の確保を進めてまいります。

人材の育成については、当社グループの強みであるIT業界未経験者の育成をより充実させるため、社内研修体系の継続的な改善を行ってまいります。

⑤M&Aの推進

当社グループは、成長戦略としてM&Aを重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループでは、IT業界経験者や新規取引先の確保等による事業規模の拡大を目的として、赤字・債務超過の中小規模の企業をターゲットとしたM&Aの検討を進めていく方針であります。

赤字・債務超過の企業のM&Aは、投融資の回収において高いリスクがあると認識しておりますが、当社グループの事業ノウハウを活かした事業の改革と既存事業との相乗効果、相手先企業の歴史・文化、従業員を尊重し一体となって改革を進めることで、事業再生・黒字化に成功した場合、通常のM&Aよりも早期に投資が回収できる場合があることから、今後とも積極的に検討を進めてまいります。

⑥グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化による働きやすい環境づくり

当社グループがM&Aや事業の成長により業容の拡大を進め、変化する法令を遵守していく上で、グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化は重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループは、M&Aにより増加した、新規連結子会社に対して共通の情報システム、情報インフラを使用することで統一した経営管理による事業の効率化を行っており、子会社の増加や事業の拡大に備えて自社開発による基幹システムの拡充を行っております。

また、それに加えて、社内SNSの活用や社内手続きの電子化、RPA（注2）の導入等により業務を効率化し、「働き方改革」を推進することで、従業員の負担を軽減し、働きやすい環境づくりにより従業員の定着率の向上に努めてまいります。

- (注) 1. ベンダー：販売会社。ITベンダーとも呼ばれます。
2. RPA：[Robotic Process Automation] の略で、認知技術（ルールエンジン、AI、機械学習等）を活用した業務自動化の取組みのことをいいます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2017年7月期)	第5期 (2018年7月期)	第6期 (2019年7月期)	第7期 (当連結会計年度) (2020年7月期)
売上高 (千円)	3,899,701	4,163,419	5,130,859	5,890,748
経常利益 (千円)	215,540	205,117	228,244	341,255
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	163,102	147,601	154,251	220,999
1株当たり当期純利益 (円)	76.96	57.39	59.97	85.93
総資産 (千円)	2,511,352	2,828,778	2,998,670	3,530,856
純資産 (千円)	1,588,723	1,708,621	1,828,003	2,025,543

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2017年3月10日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、また、2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第6期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(10) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

事業	事業内容
グローバル製造業 ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲットとしており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しております。
社会情報インフラ・ ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やITインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーション等によるサービスの提供や製品の販売をしております。

(11) 主要な事業所 (2020年7月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社S Y I	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
サイバーネックス株式会社	愛知県名古屋市東区
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市

(12) 従業員の状況 (2020年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
844名	34名増

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。なお、臨時従業員(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28(2)名	一名(一名)	35.2歳	6.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社9社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社S Y I	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
サイバーネックス株式会社	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
PT.SYS INDONESIA	300,000USD	49% (100%) (注)	グローバル製造業ソリューション

(注) 「出資比率」の()内数値は間接所有を含めた比率であります。

③特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区代官町 35番16号	689,169	2,456,505

(14) 主要な借入先 (2020年7月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	290,000千円
株式会社百五銀行	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,572,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 1,182名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鈴木 裕紀	1,283,400株	49.89%
安田 鉄也	360,000株	13.99%
S Y S H Dグループ従業員持株会	163,900株	6.37%
和田 享	44,800株	1.74%
長崎 純一	26,000株	1.01%
瀬戸信用金庫	20,400株	0.79%
株式会社三井住友銀行	20,000株	0.77%
株式会社百五銀行	20,000株	0.77%
株式会社S B I証券	18,500株	0.71%
S M B C日興証券株式会社	16,600株	0.64%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木 裕紀	株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 PT. SYS INDONESIA Komisaris
取締役常務執行役員	後藤 大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 管理本部長
取締役	安田 鉄也	株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 株式会社SYI 取締役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 取締役 株式会社オルグ 取締役 株式会社エス・ケイ 取締役 サイバーネックス株式会社 取締役
取締役	藤井 敏夫	
常勤監査役	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社SYI 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 サイバーネックス株式会社 監査役
監査役	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 WКУパートナーズ株式会社 社外取締役
監査役	深井 貴伸	

- (注) 1. 取締役藤井敏夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外監査役であります。
3. 監査役森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役藤井敏夫氏、監査役森戸尉之氏、監査役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- ・2019年10月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、野村知良氏は監査役を辞任により退任いたしました。
 - ・2020年5月27日付で藤井敏夫氏が株式会社ダイセキ環境ソリューションの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	45,060千円 (960千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	8,396千円 (2,040千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	53,456千円 (3,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
 2. 2013年8月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議しております。
 3. 上記の監査役の支給人員には2019年10月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおり、監査役の報酬の額には退任した1名に対する役員退職慰労金1,406千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・ 監査役森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びW K Uパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	藤井 敏夫	当事業年度に開催された取締役会全19回のうち全てに出席し、公益財団法人理事長等として培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全19回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全19回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。

取締役が、他の取締役の法令や定款等に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款等に適合しているか確認します。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。

取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故等の再発防止に努めます。

各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的を実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限及び責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。

重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的で開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告等を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、規則及びルールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。

使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもたず、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。

子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める人員を立て、監査役の職務の補助業務を担当させます。

⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査役の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査役に報告します。

監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款等に適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

監査役は、内部監査室、監査法人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務執行

- i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。
- iii 当社取締役も出席する月1回開催される経営戦略会議においては、グループ各社の業務執行状況が報告され、グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

②監査役の職務執行

- i 当社は、監査役会を定期的に月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。
- ii 監査役は、グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間で連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

③内部統制システム全般

当事業年度においては、内部統制基本計画書に基づき、取締役常務執行役員管理本部長を統括責任者とする内部統制構築・運用チームにおいて内部統制評価担当者が内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

④コンプライアンス

当事業年度においては、関連法令の制定・改正状況を把握し、グループ各社の規程等に反映し周知したほか、グループ各社において従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施したほか、管理者を対象とするコンプライアンス研修を実施いたしました。

⑤リスク管理

当事業年度においては、当社グループのリスク及び潜在リスクについて、個別に委員会を設置し、リスク内容の検討を行い適宜対策を行うことでリスクを低減するとともに改善状況の進捗を取締役会で報告いたしました。

⑥内部監査

当事業年度においては、内部監査計画に基づき、当社の内部監査担当者がグループ全社の内部監査を実施いたしました。内部監査の結果、発見された不適合事項については、各社で改善を行い、内部監査担当者がフォローアップ監査を実施し改善を確認しており、その結果を内部監査結果報告書として代表取締役に報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）を設けておりませんので、該当事項はありません。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く。）は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,032,437	流動負債	1,138,051
現金及び預金	2,332,330	買掛金	103,134
受取手形及び売掛金	574,776	賞与引当金	42,412
電子記録債権	8,786	受注損失引当金	6,173
仕掛品	42,344	未払金	354,665
その他の	74,710	未払法人税等	69,242
貸倒引当金	△511	未払消費税等	184,897
固定資産	498,418	短期借入金	200,000
有形固定資産	72,812	1年内償還予定の社債	20,000
建物	31,665	1年内返済予定の長期借入金	60,000
土地	21,657	その他の	97,527
その他の	19,489	固定負債	367,260
無形固定資産	220,183	社債	30,000
のれん	118,274	長期借入金	230,000
その他	101,908	役員退職慰労引当金	77,352
投資その他の資産	205,422	その他の	29,907
投資有価証券	45,203	負債合計	1,505,312
繰延税金資産	28,638	(純資産の部)	
その他	132,829	株主資本	2,009,667
貸倒引当金	△1,248	資本金	359,012
		資本剰余金	311,929
		利益剰余金	1,338,725
		その他の包括利益累計額	15,876
		その他有価証券評価差額金	17,668
		為替換算調整勘定	△1,791
		純資産合計	2,025,543
資産合計	3,530,856	負債・純資産合計	3,530,856

連結損益計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,890,748
売上原価		4,563,988
売上総利益		1,326,759
販売費及び一般管理費		982,323
営業利益		344,435
営業外収益		
受取利息及び配当金	506	
受取家賃	1,400	
助成金収入	380	
固定資産売却益	490	
施設利用料金	611	
弁償金	450	
その他	644	4,483
営業外費用		
支払利息	1,716	
為替差損	5,753	
その他	192	7,663
経常利益		341,255
特別損失		
固定資産除却損	9,826	9,826
税金等調整前当期純利益		331,429
法人税、住民税及び事業税	102,634	
法人税等調整額	7,796	110,430
当期純利益		220,999
親会社株主に帰属する当期純利益		220,999

連結株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2019年8月1日残高	359,012	311,929	1,148,589	1,819,531
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△30,864	△30,864
親会社株主に帰属する当期純利益			220,999	220,999
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	－	－	190,135	190,135
2020年7月31日残高	359,012	311,929	1,338,725	2,009,667

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2019年8月1日残高	11,638	△3,166	8,471	1,828,003
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△30,864
親会社株主に帰属する当期純利益				220,999
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,030	1,374	7,405	7,405
連結会計年度中の変動額合計	6,030	1,374	7,405	197,540
2020年7月31日残高	17,668	△1,791	15,876	2,025,543

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,271,113	流 動 負 債	337,539
現金及び預金	1,106,442	短期借入金	200,000
売掛金	36,843	1年内償還予定の社債	20,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	59,628	1年内返済予定の長期借入金	60,000
その他の	68,200	未払金	40,207
固 定 資 産	1,185,391	未払法人税等	3,628
有 形 固 定 資 産	4,761	賞与引当金	959
建物	1,768	その他の	12,743
その他の	2,992	固 定 負 債	299,436
無 形 固 定 資 産	102,021	社債	30,000
ソフトウェア	81,988	長期借入金	230,000
その他の	20,032	役員退職慰労引当金	38,746
投資その他の資産	1,078,608	その他の	690
関係会社株式	957,814	負 債 合 計	636,975
関係会社長期貸付金	79,062	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,413	株 主 資 本	1,819,529
その他の	40,317	資本金	359,012
		資本剰余金	1,000,563
		資本準備金	309,012
		その他資本剰余金	691,551
		利益剰余金	459,953
		その他利益剰余金	459,953
		繰越利益剰余金	459,953
		純 資 産 合 計	1,819,529
資 産 合 計	2,456,505	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,456,505

損益計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
経 営 管 理 料 等	412,155	
受 取 配 当 金	136,435	548,590
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	412,763	412,763
営 業 利 益		135,827
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,808	
そ の 他	11	1,820
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,683	
為 替 差 損	1,136	2,820
経 常 利 益		134,828
税 引 前 当 期 純 利 益		134,828
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,356	
法 人 税 等 調 整 額	95	2,451
当 期 純 利 益		132,377

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019年8月1日残高	359,012	309,012	691,551	1,000,563	358,440	358,440	1,718,016	1,718,016
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△30,864	△30,864	△30,864	△30,864
当期純利益					132,377	132,377	132,377	132,377
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	101,513	101,513	101,513	101,513
2020年7月31日残高	359,012	309,012	691,551	1,000,563	459,953	459,953	1,819,529	1,819,529

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年9月15日

株式会社 S Y S ホールディングス
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今泉 誠 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加納 俊平 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S Y S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年9月15日

株式会社 S Y S ホールディングス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 今泉 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加納 俊平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2019年8月1日から2020年7月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務して、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき、整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月18日

株式会社 S Y S ホールディングス 監査役会

常勤監査役 堀 江 克 由 ㊟

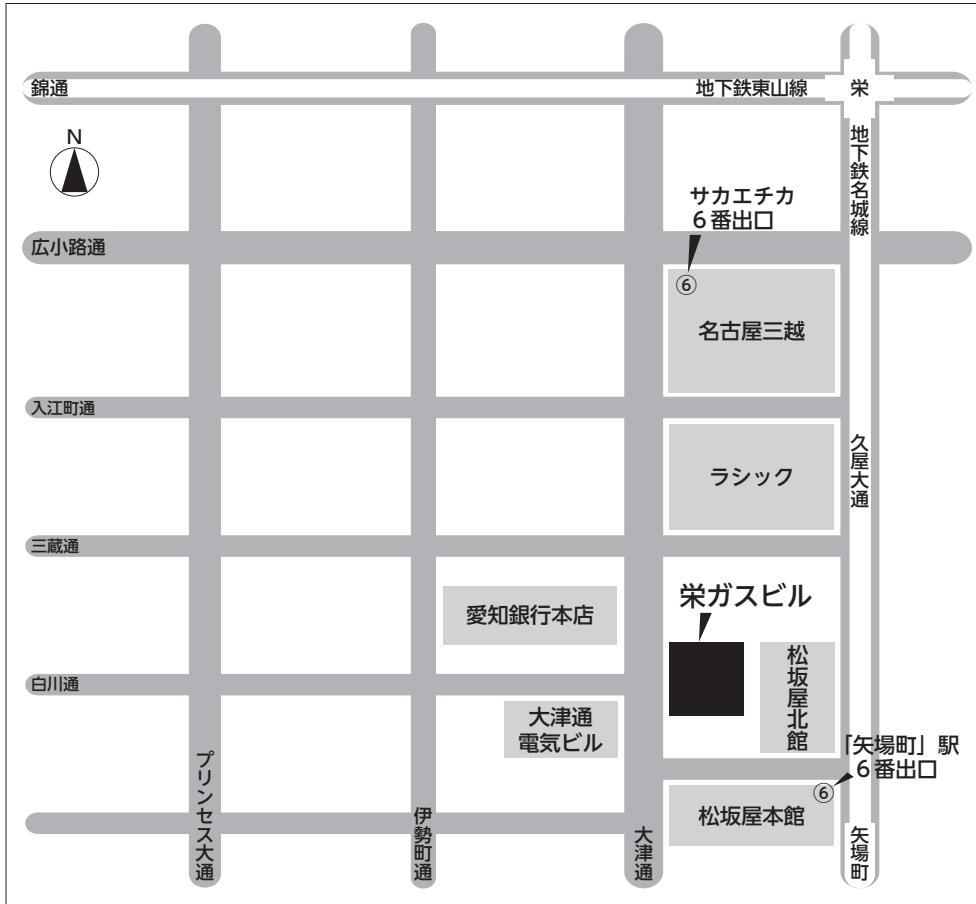
監査役 (社外監査役) 森 戸 尉 之 ㊟

監査役 (社外監査役) 深 井 貴 伸 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側

サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側

「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○本年は、感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。

